

お 知 ら せ

平成 30 年 7 月豪雨災害に係る災害復旧工事等における
特例措置の廃止について

令和 5 年 1 月 1 日
今治市総務部総務政策局契約課

本市においては、平成 30 年 7 月豪雨による未曾有の災害からの早期復旧を図り、市民の安全・安心を確保するため、「平成 30 年 7 月豪雨災害」に係る災害復旧工事又は災害関連工事について、平成 30 年 9 月 25 日から当面の間、①現場代理人の常駐義務の緩和及び、②主任技術者の専任要件の緩和を実施していましたが、該当する市発注の工事が完了したことから、これらの緩和措置を廃止することとしましたので、お知らせします。